

受益者負担金徴収猶予基準

別表第1（第11条関係）

関係条項	徴収猶予の対象	猶予期間	猶予率	摘要
条例第7条第1号	1 田、畑、山林、その他これに準ずる土地（土地の状況により宅地と認められるものを除く。）	5年間（その間に宅地、雑種地等徴収猶予の対象として認められなくなった場合は、その日までの期間）	100パーセント	市街化の進展状況等を考慮し、必要により再猶予する。
条例第7条第2号	2 災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	管理者が認定する期間	100パーセント	公的機関の発行するり災証明書等を添付すること。
	3 受益者又は受益者と生計を共にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。	管理者が認定する期間	100パーセント	医師の証明書等を添付すること。
条例第7条第3号	4 係争地に係る受益者	受益者の決定（判定）するまでの期間	100パーセント	
	5 市が借りている土地で、公共又は公用に供しているもの	市が借りている期間	100パーセント	
	6 管理者がその状況により、特に徴収猶予の必要があると認めるとき。	管理者が認定する期間	管理者が認定する率	